

令和7年(行ウ)第147号 難民認定不認定処分取消等請求事件

原告

被告

国(処分行政庁：法務大臣ほか2名)

証拠説明書 C

令和7年12月22日

東京地方裁判所民事第3部B2係 御中

被告指定代理人

橋	本	政	和
杉	山	晃	弘
迎		雄	二
日	比	野	嵩
石	山	祥	太
長	谷	川	翔
亀	田	友	美
濱	中	淳	一
村	松	順	也
村	次	香	名
市	川	泰	久
戸	田	亜	里
若	月	奈	緒

瀬	古	拓	米
森		信	大
大	坪		紘
廣	川	一	己
古	川	佳	奈

使用した略称は、被告書面の例による。

寄附 番号	標 目	原本・ 写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
ZC1	国際法辞典(抄)	写し	H11.4.20	有斐閣 (編集代表 筒井若水)	条約については、その条約上又は 事後の合意によって、国際司法裁 判所等の第三者機関に条約の解 釈を委ねる場合を除き、当該条約 の当事国がその解釈権を持つこ と。	
ZC2	国際法講義[新版増補](抄)	写し	H14.6.20	波多野 里望 小川芳彦	同上	
ZC3	判決書(抄)	写し	H11.12.9	オーストラリア高等裁 判所	オーストラリアの裁判例において も、「難民問題を扱う者たちは条 約及び議定書の締約国の多くがU NHCRハンドブックで示されている 『難民』の解釈を適用していないと いうことに同意している。条約上の 語句の解釈は国により異なる。語 句を自由に解釈し適用する国もあ れば、語句を限定的に解釈し適用 する国もある」旨判示していること。	一部マスキング あり